

土地利用基本計画書の変更について(案)

国土利用計画（全国計画）の改定【 H27.8 】

改定の背景

平成20年7月の第四次国土利用計画（全国計画）の改定後、東日本大震災（平成23年）をはじめとする大規模災害の頻発、さらに平成20年をピークとし総人口は減少に転じ、本格的な人口減少時代に入るとするなどの背景を踏まえ改定。

計画の概要

「基本的条件の変化」の課題

〈第4次計画〉

- ① 土地需要の量的調整
- ② 国土利用の質的向上



〈第5次計画〉

- ① 人口減少社会による国土管理水準等の低下
- ② 自然環境・美しい景観等の悪化
- ③ 災害に対して脆弱な国土

の3つに再整理し、国土利用における重要な課題を直接的に記載

国土利用の基本方針

(ア)適切な国土管理を実現する国土利用
 (イ)自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用
 (ウ)安全・安心を実現する国土利用

(エ)複合的な施策の推進と国土の選択的な利用
 (オ)多様な主体による国土の国民的経営

全国計画を基本に改定

国土利用計画（県計画）の改定【 H29.3 】

改定のポイント

- 県土の利用に関する基本構想等について、国土利用計画（全国計画）の内容を踏まえ改定。
- ダイナミックやまなし総合計画の内容に即し、「リニア中央新幹線山梨県（仮称）駅の周辺や近郊の土地利用」について記載。



土地利用基本計画（計画書）の変更

変更のポイント

- 土地利用の基本方向について、県計画の改定内容を反映（県計画の要旨を記載）。
- 土地利用の原則及び土地利用調整指導方針等については変更なし。

山梨県土地利用基本計画書(現行)の概要

1 土地利用の基本方向

(1) 県土地利用の基本方向 (P1)

基本理念 (P1)

・県土の利用に当たっては、県民が、真の豊かさや暮らしやすさを実感できる健康で文化的な生活環境の確保を図るとともに、県土の均衡ある発展や持続可能な県土づくりを目指し、総合的かつ計画的に行わなければならない。

量的調整 (P2)

土地需要の量的調整

- 都市的土地利用
 - ・既成市街地の再開発などによる土地の高度利用
 - ・低未利用地の有効活用
- 自然的土地利用
 - ・地球温暖化防止
 - ・食料安定供給などに配慮した適正な保全と活用 等
- 土地利用の転換
 - ・計画的かつ慎重な土地利用の転換

質的向上 (P2)

県土利用の質的向上

- 安全で安心できる県土利用
 - ・被害拡大の防止や復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保
 - ・森林や農用地のもつ県土保全機能等の向上 等
- 循環と共生を重視した県土利用
 - ・人間活動と自然とが調和した物質循環の維持
 - ・緑地・水面等の活用による環境負荷の低減
 - ・生物多様性が確保された自然の保全・再生・創出 等
- 美しくゆとりある県土利用
 - ・ゆとりある都市環境の形成や農山村における緑豊かな環境の確保
 - ・地域の自然的・社会的条件等を踏まえた個性ある景観の保全・形成

(2) 地域別の土地利用の基本方向 (P5)

国中地域 (P7)

- ・農林業的土地利用との調和に配慮した都市機能の整備充実
- ・中部横断自動車道:全線開通効果が沿線地域の活性化に繋がる土地利用等

富士・東部地域 (P8)

- ・優れた自然環境や自然景観の保全
- ・東京圏に近いという立地条件を活かした土地利用 等

(3) 土地利用の原則 (P8)

- ・土地利用は、五地域ごとのそれぞれの原則に従って適正に実施
 - ・無秩序な施設立地等の問題が生じるおそれのある地域では、地域の実情に応じた総合的かつ計画的な土地利用の実現を図る 等
- ※五地域:都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域

2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

3 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画

山梨県土地利用基本計画書(素案)の概要

1 土地利用の基本方向

(1) 県土利用の基本方向 (P1)

基本理念 (P1)

- ・県土の利用に当たっては、県民が、真の豊かさや暮らしやすさを実感できる健康で文化的な生活環境の確保を図るとともに、県土の均衡ある発展や持続可能な県土づくりを総合的かつ計画的に行っていくことが必要

取り組むべき課題 (P2)

- ・人口減少社会に対応した県土管理
- ・自然環境と美しい景観の保全・再生・活用
- ・災害に強い県土の構築

基本方針 (P3)

土地の特性に応じた適切な県土利用 (P3)

- ・都市機能等の中心部や生活拠点等への集約化
- ・低・未利用地の有効利用
- ・荒廃農地の発生防止及び解消 等

自然環境と美しい景観等を 保全・再生・活用する県土利用 (P4)

- ・自然環境の保全・再生
- ・自然環境の有する多様な機能を活用したグリーンインフラ等の取組の推進
- ・美しい景観の保全等による魅力ある地域づくり 等

安心・安全を実現する県土利用 (P4)

- ・ハード対策・ソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策の実施
- ・災害リスクの把握及び周知
- ・ライフライン等の多重性・代替性の確保 等

複合的な施策の推進と県土の選択的な利用 (P5)

- ・自然と調和した防災・減災の促進など、複合的な効果をもたらす施策の積極的な推進 等

多様な主体による県土管理 (P5)

- ・地域住民や市町村などによる地域主体の取り組みの促進
- ・都市住民・民間企業等、多様な主体の参画 等

(2) 地域別の土地利用の基本方向 (P5)

国中地域 (P7)

- ・農林業的土地利用との調和に配慮した都市機能の整備充実
- ・中部横断自動車道:全線開通効果が沿線地域の活性化に繋がる土地利用
- ・リニア中央新幹線:駅周辺における必要な機能・施設等の整備 等

富士・東部地域 (P8)

- ・優れた自然環境や自然景観の保全
- ・東京圏に近いという立地条件を活かした土地利用 等

(3) 土地利用の原則 (P8)

- ・土地利用は、五地域ごとのそれぞれの原則に従って適正に実施
 - ・無秩序な施設立地等の問題が生じるおそれのある地域では、地域の実情に応じた総合的かつ計画的な土地利用の実現を図る 等
- ※五地域:都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域

2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

3 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画